

## 見積依頼 商務条件補足

弊社からの見積依頼については、本商務条件補足（以下「本書」といいます）に準拠するものと致します。

### 1. 見積の記載要領

見積には以下に該当する事項を漏れなく記載するようお願い致します。

<記載事項>

見積依頼番号（見積依頼表紙の右最上部記載の番号）、プロジェクト名、件名、見積額、見積有効期限、納期（併せて最短納期）、納入場所、代金決済条件、弊社技術担当者（部署・氏名）

### 2. 見積依頼を構成する書類とその優先順位

弊社の見積依頼は①見積依頼②本書③仕様書④調達基本契約約款⑤見積要領書または見積要綱（添付されている場合）で構成されます。これらの書類間に相互に相異なる規定が存在する場合の優先順位は本項記載の順と致します。また、発注契約は調達基本契約約款に定める書類で構成されますが、本書の規定の内、1、5、6項を除く部分については契約成立に際しては契約構成要素となります。その際、本書における「見積」の文言は、適宜「発注」と読み替え願います。

尚、調達基本契約約款については、本書を掲載している以下のサイトに掲載しております。（弊社ホームページ（<https://www.maftec.co.jp/>）の企業情報メニュー）

### 3. 見積依頼の効力

見積は見積依頼並びに本書に規定する全ての書類の定める所（以下「弊社規定」といいます）に則ってご提出いただくようお願い致します。貴社の見積上に、明確に且つ具体的に弊社規定との差異の記載がない限り、弊社規定は満足されているものとみなしますので、予めご了承願います。

### 4. 法的適合性

弊社規定の有無に拘わらず、貴社見積は関連する法令、公的規則、公的命令、監督官庁による指導等を満足するものと致します。

### 5. 見積の採用

前項の規定に拘わらず、弊社規定に合致しない見積は採用されない事がございます。また、弊社規定との差異がある見積については、その差異を弊社の査定基準により見積の

評価に反映させる事がございます。

6. 見積の有効期限

貴社との間に特段の合意がない場合は、見積の有効期限はご提出後3ヶ月と致します

7. 見積の拘束力

見積は「事前一括請負」を前提とし、事後精算の対象とは致しません。但し、弊社から明確な指示により仕様変更を行なった場合、並びに予め精算契約である事を約した場合はこの限りではございません。万一精算を行う場合、双方合意できる特殊事情が無ければ「事前一括請負」見積の単価及び代金決済条件を踏襲することを前提と致します

8. 契約不適合

調達基本契約約款の規定が適用されます。

9. 秘密保持

調達基本契約約款の規定が適用されます。但し、弊社から「秘密保持契約書」の締結または「秘密保持誓約書」の提出を別途お願いした場合は、これによります。見積依頼時（発注の際は発注時）にお送りする文書、ファイルは上記約款、契約書、誓約書等により規定される秘密保持義務の対象となります。

10. その他

消費税は外税方式でお願い致します。

以上